

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 財産の種類及び数量 | 高規格救急自動車 2台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札による |
| 3 取得金額 | 金55,080,000円 |
| 4 取得の相手方 | 住所 鹿児島市西千石町7番5号
氏名 鹿児島日産自動車株式会社
代表取締役 岩島 達郎 |

（提案理由）

霧島市消防局隼人分遣所及び横川分遣所に配備している高規格救急自動車を更新するため、財産を取得しようとするものである。

（参照）入札状況、別紙のとおり。

(別紙)

高規格救急自動車

入札状況

入札業者名	入札金額	備考
鹿児島トヨタ自動車株式会社 代表取締役 諏訪 秀治	52,000,000円	
鹿児島日産自動車株式会社 代表取締役 岩島 達郎	51,000,000円	落札 消費税額 4,080,000円
鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二	56,800,000円	